

安全データシート

作成日 2007年 7月27日

改訂日 2020年12月 8日 1/8頁

SDS No.1021-31106

1 化学品及び会社情報

化学品の名称 : スチレンモノマー
供給者名 : ジーエルサイエンス株式会社
住所 : 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー30F
電話番号 : 03-5323-6611
FAX番号 : 03-5323-6622
緊急連絡先 : ジーエルサイエンス(株)福島工場 品質保証課 電話 024-533-2244(代表)
製品コード : 1021-31106
整理番号(SDS No.) : 1021-31106
推奨用途 : 標準物質(日本産業規格(JIS)Q0030に定めるもの)
使用上の制限 : 試験・研究用

2 危険有害性の要約

GHS分類 : 引火性液体 : 区分3
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分4
皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2A
生殖細胞変異原性 : 区分2
発がん性 : 区分2
生殖毒性 : 区分1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(中枢神経系)
区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(神経系、呼吸器、血液系、肝臓)
誤えん有害性 : 区分1
水生環境有害性 短期(急性) : 区分1
水生環境有害性 長期(慢性) : 区分2

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 :

H226 引火性液体および蒸気
H332 吸入すると有害
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 臓器の障害(中枢神経系)
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(神経系、呼吸器、血液系、肝臓)
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H400 水生生物に非常に強い毒性
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

[安全対策]

- P202 全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱、高温のもの、火花、裸火、及び着火源から遠ざけること。禁煙。
- P233 容器を密閉しておくこと。
- P240 容器を接地しアースをとること。
- P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
- P242 火花を発生させない工具を使用すること。
- P243 静電気放電に対する措置を講ずること。
- P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- P264 取り扱い後は手をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
- P271 屋外または換気の良い場所でだけ使用すること。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋/保護衣/保護めがね/保護面を着用すること。

[応急措置]

- P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- P303+P361+P353 皮膚または髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水/シャワーで洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
- P314 気分が悪いときは医師の診察/手当てを受けること。
- P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P370+378 火災の場合：消火するために適した消火剤を使用すること。
- P331 無理に吐かせないこと。
- P391 漏出物を回収すること。

[保管]

- P403+P233+P235 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。
- P405 施錠して保管すること。

[廃棄]

- P501 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託すること。

上記で記載がない危険有害性は分類できない、分類対象外または区分に該当しない。

3 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区分 : 化学物質
- 化学名または一般名 : スチレンモノマー
- 慣用名または別名 : フェニルエチレン、エテニルベンゼン、スチロール
- 濃度 : --
- 化学式 : C₈H₈
- 官報公示整理番号 : 化審法：3-4
安衛法：設定されていない
- CAS RN : 100-42-5

4 応急措置

| | |
|------------------------|--|
| 吸入した場合 | : 新鮮な空気のある場所へ移動し、安静保温に努め、直ちに医師の手当てを受けること。気分が悪い場合は医師の手当てを受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 石鹼と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当てを受けること。 |
| 目に入った場合 | : 直ちに、コンタクトレンズを外し、少なくとも15分以上大量の水で眼を洗う。直ちに医師の手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | : 口をすすぎ、直ちに医師の手当てを受けること。無理に吐かせないこと。 |
| 暴露した場合 | : 医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。 |
| 急性症状および遅発性症状の最も重要な徴候症状 | : 蒸気吸入により、一時的な呼吸器刺激性、めまい、衰弱、疲労、悪寒や頭痛などの症状を生じる。 接触により眼や皮膚の発赤、痛み、皮膚の乾燥などが生じる。 誤飲により腹痛やめまいが生じる。 |
| 応急措置をする物の保護 | : 救助者は適切な保護具を着用すること。 |

5 火災時の措置

| | |
|-------------|--|
| 適切な消火剤 | : 粉末、泡(アルコール泡)、二酸化炭素、水(噴霧) |
| 使ってはならない消火剤 | : 棒状水 |
| 火災時の特有危険有害性 | : 火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)が発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。 |
| 特有の消火方法 | : 火元への燃烧源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。 |
| 消火を行う者の保護 | : 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。呼吸保護具を着用する。消火後再び発火するおそれがある。 |

6 漏出時の措置

| | |
|-----------------------|---|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。 |
| 環境に対する注意事項 | : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。 |
| 封じ込めおよび浄化の方法および機材 | : 適切な保護具をつけて処理すること。土砂・吸着剤などに吸着させて取り除く。 |

7 取扱い及び保管上の注意

| | |
|----------|--|
| 取扱い | |
| 技術的対策 | : 火気厳禁。高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。 屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。 作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。 アンプル開口時には保護眼鏡及び保護手袋を着用し注意して切断する。 |
| 安全取扱注意事項 | : 容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。 漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに粉塵や蒸気を発生させない。 使用後はアンプルを適切に廃棄すること。 吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。 取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 |
| 衛生対策 | : 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。 指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。 休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではいない。 取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 |

保管

- 適切な保管条件 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて接地する。
容器は直射日光を避け、冷蔵庫(2~10℃)に密閉して保管する。
- 避けるべき保管条件 : 火花、高温、スパーク、混触危険物質との接触を避ける。
- 技術的対策 : 換気のよい場所で容器を密閉し保管する。日光から遮断すること。火気厳禁。
- 混触危険物質 : 強酸化剤、強塩基、強酸、火源の近くに保管しない。
- 安全な容器包装材料 : ガラスアンブル等

8 ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、局所排気装置を設置する。
取り扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

管理濃度 作業環境評価基準 : 20 ppm

許容濃度

- 日本産業衛生学会 : 20 ppm
ACGIH TLV-TWA : 20 ppm
OSHA PEL-TWA : 40 ppm

保護具

- 呼吸器の保護具 : 保護マスク
手の保護具 : 不浸透性保護手袋
目の保護具 : 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具 : 保護衣・保護長靴
適切な衛生対策 : マスク等の吸着剤の交換は定期又は使用の都度行う。

9 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
色 : 透明な黄色
臭い : 甘く鋭いにおい
融点/凝固点 : -30.6℃
沸点または初留点 : 145℃
可燃性 : データなし
爆発下限界及び爆発上限界 : 0.9%(下限)~6.8%(上限)
引火点 : 31℃ (密閉式)
自然発火点 : 490℃
分解温度 : データなし
pH : データなし
動粘性率 : データなし
溶解度 : 0.03 g/100mL (水)(20℃)
溶媒に対する溶解性 : アルコール、エーテル、アセトン、トルエン等に可溶
n-オクタノール/水分配係数
log Po/w : 3.0
蒸気圧 : 0.67 kPa (20℃)
密度及び/または相対密度 : 0.9016 g/cm³ (25℃)
相対ガス密度(空気=1) : 3.6
粒子特性 : 該当しない

10 安定性及び反応性

- 反応性 : 引火性液体。空気に反応する。爆発性過酸化物を生成することがある。
ゴム、銅および銅合金を侵す。自然に重合する。
鋼、ステンレス鋼及びアルミニウムは容器として耐久性がある。
- 化学的安定性 : わずかに揮発する。光反応性を有する。化学的に不安定である。

| | |
|------------|--|
| 危険有害反応可能性 | : 引火点近傍での加熱時、蒸気と空気の混合物は爆発性を有する。室温における光などにより自然に重合が開始された場合に、急激に熱を伴う重合が進み、爆発を生じる危険がある。加温、光の影響下、酸化剤、酸素および過酸化物により重合し、火災や爆発の危険をもたらす。酸素、強酸、水酸化物、32°C付近での保管、過酸化物、重合促進剤との接触で爆発を生じる危険がある。ナトリウム、三塩化アルミニウム等との接触で重合する。酸化剤、鉄・塩素触媒等と危険な反応を生じる。強酸や強力な酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 |
| 避けるべき条件 | : 加温、光との接触、32°C付近での保管 |
| 混触危険物質 | : ゴム、銅および銅合金、ナトリウム、酸塩化アルミニウム、酸素、強酸、酸化剤、水酸化物、過酸化物、重合促進剤、鉄・塩素触媒。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 一酸化炭素、二酸化炭素 |

1 1 有害性情報

| | |
|------------------|--|
| 急性毒性(経口) | : ラットのLD50値として、2,650 mg/kg (環境省リスク評価第13巻 (2015))、5,000 mg/kg (環境省リスク評価第13巻 (2015))、5,000 mg/kg (ATSDR (2010)、ACGIH (7th, 2001)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (1999)、JECFA FAS 19 (1984))、5,000 mg/kg (環境省リスク評価第1巻 (2002))、5,000 mg/kg (EHC 26 (1983))、5,500 mg/kg (JECFA FAS 19 (1984))、1,000~5,000 mg/kg (PATTY (6th, 2012)) との7件の報告がある。 |
| 急性毒性(経皮) | : データ不足 |
| 急性毒性(吸入：蒸気) | : ラットのLC50値 (4時間) として、2,770 ppm (環境省リスク評価第13巻 (2015)、ATSDR (2010)、NITE初期リスク評価書 (2007)、ACGIH (7th, 2001)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (1999))、2,800 ppm (2件) (NITE初期リスク評価書 (2007))、6,000 ppm (PATTY (6th, 2012)) との報告。 |
| 急性毒性(吸入：粉じん、ミスト) | : データ不足 |
| 皮膚腐食性/皮膚刺激性 | : ウサギを用いた皮膚刺激性試験において、皮膚の著しい刺激及び部分的な変性がみられたとの報告 (NITE初期リスク評価書 (2007)) や、本物質は皮膚を刺激し、皮膚との接触により発赤、痛みを生じるとの記載がある (環境省リスク評価第13巻 (2015))。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | : ウサギを用いた眼刺激性試験 (OECD TG405) において、結膜の発赤、結膜炎、流涙などがみられ、4匹中1匹で結膜発赤が7日目まで観察されたとの報告がある (ECETOC TR48 (1992))。また、ウサギを用いた複数の眼刺激性試験において、本物質の適用により中等度の結膜刺激及び損傷がみられ症状は7日間持続したとの記載 (NITE初期リスク評価書 (2007)) や、眼瞼の炎症及び腫脹の報告 (NITE初期リスク評価書 (2007))、及び眼刺激性がみられたとの報告がある (NITE初期リスク評価書 (2007)、EHC 26 (1983))。ヒトにおいても本物質ばく露による刺激性が複数報告されている (NITE初期リスク評価書 (2007)、EHC 26 (1983))。 |
| 呼吸器感作性 | : データ不足 |
| 皮膚感作性 | : データ不足 |
| 生殖細胞変異原性 | : In vivoでは、マウス骨髄細胞の小核試験で陽性、陰性、ラット骨髄細胞及び末梢血リンパ球の小核試験、チャイニーズハムスター骨髄細胞の小核試験で陰性、マウス骨髄細胞の染色体異常試験で陰性、ラット骨髄細胞の染色体異常試験で陽性、陰性、チャイニーズハムスター骨髄細胞の染色体異常試験で陰性、マウス骨髄細胞及びラット末梢血リンパ球の姉妹染色分体交換試験で陽性、マウス骨髄細胞及びラット末梢血リンパ球を用いたDNA鎖切断試験で陽性又は陰性、マウス肝臓の不定期DNA合成試験で陰性である (NITE初期リスク評価書 (2007)、環境省リスク評価第13巻 (2015)、ATSDR (2010)、IARC 60 (1994)、IARC 82 (2002))。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験、小核試験、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験でいずれも陽性、陰性の結果がある (NITE初期リスク評価書 (2007)、環境省リスク評価第13巻 (2015)、IARC 60 (1994)、IARC 82 (2002)、ATSDR (2010))。 |

発がん性

： ヒトではスチレンばく露により白血病、リンパ腫などリンパ造血系腫瘍のリスク増加が指摘され、欧米の繊維強化プラスチック製造業の作業員、又はスチレン-ブタジエンゴム製造工場の作業員を対象としたコホート研究が多数実施されたが、リンパ造血系腫瘍のリスク増加を示唆する結果と過剰リスクはなかったとする結果の両方があり、腫瘍のリスク増加を示す結果は概して過剰は小さく、統計学的検出力が弱く、サブグループでのみ有意差が得られる場合もあった (IARC 82 (2002))。実験動物では、吸入経路ではラットを用いた1年間及び2年間ばく露試験の2試験において、最大1,000 ppmまでの用量ばく露によっても、腫瘍発生の増加はみられなかった (IARC 82 (2002))。一方、マウスを用いた2年間吸入ばく露試験では、20～160 ppmの用量範囲で肺胞/細気管支の腺腫の発生頻度の増加が、160 ppmでは加えて雌に肺胞/細気管支のがんの発生頻度の増加がみられた (IARC 82 (2002))。経口経路ではラットを用いた52週間又は78週間強制経口投与による2試験で、各々250 mg/kg/day、又は1,000 mg/kg/dayまでの用量投与で、いずれも腫瘍発生の増加はなく、飲水投与で250 ppmまでの用量を2年間投与した試験でも腫瘍発生の増加はみられなかった。これに対し、マウスを用いた78週間強制経口投与試験では低用量の150 mg/kg/day 群から、肺胞/細気管支の腺腫、及びがんの合計頻度の有意な増加が雄に、統計的に有意ではないが増加傾向が雌にみられた (IARC 82 (2002))。総じて、ラットでは発がん性の証拠はないが、マウスでは吸入、経口のいずれの経路でも肺腫瘍発生の増加が示唆された (IARC 82 (2002))。以上の結果より、IARCはスチレンばく露による発がん性に関して、ヒト、実験動物のいずれに対しても証拠は限定的であるとして、グループ「2B」に分類した (IARC 82 (2002))。他の国際機関による分類結果としては、ACGIHが1997年以降「A4」 (ACGIH (7th, 2001)) に、NTPが2011年以降「R」 (NTP RoC (13th, 2014)) に、日本産業衛生学会が「2B」 (許容濃度の勧告 (2015)) にそれぞれ分類している。これらのうち、NTP Report on Carcinogens、第13版においても、IARC発行年以降の合成ゴム工場作業員を対象とした新しいコホート研究データなどが追加評価された結果としても、ヒトでのスチレンばく露による発がんの証拠は限定的とされている (NTP RoC (13th, 2014))。なお、EUは本物質の発がん性については分類区分を付していない (ECHA CL Inventory (Access on September 2015))。

生殖毒性

： スチレン、ビスコースレーヨン製造工場に勤務した女性作業員では自然流産の比率の上昇がみられたとの報告があるが、その後の研究では自然流産の増加は認められなかったとの報告もある (IARC 82 (2002)、産衛学会許容濃度の提案理由 (2015)、ATSDR (2010))。また、職業的にスチレンにばく露された女性の集団では、月経周期の乱れ、続発性無月経、出産児の誕生時体重の低値 (4%、統計的有意差なし) などがみられたとする報告があるが、女性作業員はスチレン以外にも同時に多くの溶媒にばく露されていたことが判明している (IARC 82 (2002)、産衛学会許容濃度の提案理由 (2015)、ATSDR (2010))。実験動物では、スチレンはラット及びマウスで胎盤通過性が明らかで、ラットの胎児中のスチレン濃度は母動物の血中濃度の約50%との報告がある (IARC 82 (2002))。発生毒性影響として、妊娠マウスの器官形成期 (妊娠6～16日) に本物質 250 ppmを吸入ばく露した試験で、胎児死亡、及び胚/胎児吸収の増加、奇形誘発頻度の増加がみられたとの記述、また、妊娠ラットに最大300 ppmを妊娠7～21日に吸入ばく露後に自然分娩させ、出生児の神経系発達への影響を評価した試験において、出生時体重の低値、開眼、歯牙萌出など成長指標の遅延、並びに聴覚驚愕反応性低下、立ち直り反射の低下など神経機能、平衡機能の発達遅延が認められ、これらの神経行動学的影響と脳内セロトニン濃度の低下との関連性が窺われたとの記述がある (産衛学会許容濃度の提案理由 (2015)、ATSDR (2010))。日本産業衛生学会はヒトでは不妊や妊娠出産異常のリスク増加とスチレンばく露について、ばく露濃度に対応したデータは得られておらず、また報告された生殖影響には交絡要因が非常に多く、ヒトでの影響は証拠が十分とはいえないが、動物実験においてはその次世代に対する影響が多くの実験により示されていることから、本物質を「生殖毒性物質第2群」に分類している (産衛学会許容濃度の提案理由 (2015))。なお、EUは本物質を「Repr. 2」に分類している (EU CL Inventory (Access on September 2015))。

特定標的臓器毒性

(単回ばく露)

： 本物質は気道刺激性、高濃度で麻酔作用がある (環境省リスク評価第13巻 (2015)、ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (2010)、PATTY (6th, 2012))。ヒトにおいては、協調運動失調、バランス感覚の不調、軽度の筋力低下、前庭-眼球運動系の障害、急性神経毒性、吸入経路で眩暈、嗜眠、頭痛、吐き気、嘔吐、脱力感、意識喪失、経口経路で悪心、吐き気、嘔吐の報告がある (環境省リスク評価第13巻 (2015)、ATSDR (2010)、ACGIH (7th, 2001)、PATTY (6th, 2012))。実験動物では、ラットの吸入ばく露で活動低下、昏迷、協調運動失調、振戦、昏睡、マウスの吸入ばく露で呼吸数減少、重度の小葉中心性肝細胞凝固壊死の報告がある (ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (2010)、PATTY (6th, 2012))。

特定標的臓器毒性

(反復ばく露)

： ヒトにおいて、色覚異常や高周波難聴を含む中枢神経系に対する影響がみられたとの報告 (ACGIH (7th, 2001))、主に神経系に影響がみられたとの報告 (ATSDR (2010))、皮膚及び粘膜、中枢及び末梢神経系及び肝への影響が特に重要である。主な人への影響は色覚障害の他、末梢及び自律神経系障害、神経行動学的な影響、脳波異常、短期記憶障害との報告 (産衛学会生物学的ばく露指標の提案理由書 (2007))。呼吸器への影響として閉塞性肺障害、慢性気管支炎等を引き起こす。また、めまい、頭痛、疲労感、錯乱、不眠などの中枢神経系への作用、反応時間、言語性記憶の低下などの精神神経機能への影響、視覚・聴覚への影響、血液系への影響、AST、ALT、GGT 活性上昇などの肝臓への影響もみられているとの報告 (NITE初期リスク評価書 (2007)) がある。実験動物においても、神経系、気道粘膜、血液系、肝臓に対する影響がみられている。肝臓に対する影響は区分1又は2の範囲であったが、その他は高濃度ばく露での影響であり、区分2の範囲を超えていた。以上のように、ヒトにおいて主に神経系に影響がみられ、その他、呼吸器、血液系、肝臓に対して影響がみられた。

誤えん有害性

： ヒトでの直接的な事例に基づく証拠はないが、本物質は炭化水素であり、HSDB (Access on September 2015) 収載の数値データ (粘性率: 0.696 mPas (25 °C)、密度: 0.9016 g/cm³ (25 °C)) より、動粘性率が0.772 mm²/sec (25 °C) と算出される。

1 2 環境影響情報

- 水生環境有害性 短期(急性) : 藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)96時間EC50 = 0.72 mg/L(CEPA, 2003、環境省リスク評価第13巻, 2015)である。
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(14日間でのBOD分解度=100%、GC分解度=100%(通産省公報, 1979))、藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)の96時間NOEC = 0.063 mg/L(環境省リスク評価第13巻, 2015)である。
- 生態毒性 : 藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)96時間EC50 = 0.72 mg/L(CEPA, 2003、環境省リスク評価第13巻, 2015)。
- 残留性・分解性 : 急速分解性があり(14日間でのBOD分解度=100%、GC分解度=100%(通産省公報, 1979))。
- 生態蓄積性 : 生物蓄積性が低いと推定される(log Kow= 2.95(PHYSPROP Database, 2009))。
- 土壌中の移動性 : データなし
- オゾン層への有害性 : 本製品はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

1 3 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。
都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4 輸送上の注意

国際規制

- 海上規制情報 : IMOの規定に従う。
- UN No. : 2055
- Proper Shipping Name : STYRENE MONOMER, STABILIZED
- Class : 3
- Packing Group : III
- Marine Pollutant : Applicable
- 航空規制情報 : ICAO/IATAの規定に従う。
- UN No. : 2055
- Proper Shipping Name : Styrene monomer, stabilized
- Class : 3
- Packing Group : III

国内規制

- 陸上規制 : 国内法令の規定に従う。
- 海上規制 : 船舶安全法の規定に従う。
- 国連番号 : 2055
- 品名 : スチレンモノマー
- クラス : 3
- 容器等級 : III

| | |
|-------------|--------------|
| 海洋汚染物質 | : 該当 |
| 航空規制情報 | : 航空法の規制に従う。 |
| UN No. | : 2055 |
| 国連番号 | : スチレンモノマー |
| 国連分類 | : 3 |
| 容器等級 | : III |
| 緊急時応急措置指針番号 | : 128 |

1 5 適用法令

| | |
|------------|---|
| 毒物及び劇物取締法 | : 非該当 |
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.323(スチレン) 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項。施行令第22条第1項) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)【スチレン】 危険物・引火性液体(施行令別表第1第4号) No.4-4 |
| 化管法(PRTR法) | : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) No.240(スチレン) |
| 化審法 | : 優先評価化学物質(法第2条第5項) |
| 消防法 | : 危険物第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類) |
| 船舶安全法(危規則) | : 引火性液体類(危機則第3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 海洋汚染防止法 | : 有害液体物質 Y類物質(施行令別表第1) 危険物(施行令別表第1の4) |
| 水質汚濁防止法 | : 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) |
| 大気汚染防止法 | : 有害大気汚染物質(中環審第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)【揮発性有機化合物】 |
| 土壌汚染防止法 | : 非該当 |
| 悪臭防止法 | : 特定悪臭物質(施行令第1条) |

1 6 その他の情報

引用文献等

ezSDS、ezCRIC 日本ケミカルデータベース株式会社
 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
 化学品安全管理データブック、化学工業日報社
 16918の化学商品、化学工業日報社(2018)
 航空危険物規則書 第52版邦訳 等・他

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願い致します。